



山形県公報

平成20年5月30日(金)
第1946号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                                    |                      |
|------------------------------------|----------------------|
| 生活保護法による指定医療機関の指定.....             | (健康福祉企画課) ...789     |
| 同.....                             | (同) ...790           |
| 生活保護法による指定介護機関の指定.....             | (同) ... 同            |
| 山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程..... | (児童家庭課) ...791       |
| 争議行為を行う旨の通知.....                   | (雇用労政課) ... 同        |
| 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了.....           | (農村計画課) ...793       |
| 民有保安林の指定の予定.....                   | (森林課) ... 同          |
| 同.....                             | (同) ... 同            |
| 道路の区域の変更.....                      | (村山総合支庁建設総務課) ...794 |
| 同.....                             | (同) ... 同            |
| 開発行為に関する工事の完了.....                 | (村山総合支庁建築課) ... 同    |
| 市町村決定に係る都市計画の図書の写しの縦覧.....         | (都市計画課) ...795       |
| 同.....                             | (同) ... 同            |
| 同.....                             | (同) ... 同            |
| 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程.....   | (出納局) ... 同          |

### 公 告

|                           |                       |
|---------------------------|-----------------------|
| 特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....   | (庄内総合支庁地域支援課) ...796  |
| 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請..... | (同) ... 同             |
| 一般競争入札の公告.....            | (村山総合支庁家畜保健衛生課) ... 同 |
| 県営住宅入居者の一般公募.....         | (最上総合支庁建築課) ...797    |

## 告 示

### 山形県告示第533号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成20年5月30日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 指 定 年 月 日  |
|-------------------|---------------------|------------|
| 加 藤 歯 科 医 院       | 東置賜郡川西町大字上小松1468番地  | 平成20. 3. 1 |
| 有限会社 プライム調剤薬局     | 山形市大字松原312番地8       | 同          |

## 山形県告示第534号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成20年5月30日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定医療機関の名称        | 指定医療機関の所在地             | 指定年月日    |
|------------------|------------------------|----------|
| おしどり薬局 仲谷地店      | 寒河江市仲谷地二丁目3番地の5        | 平成20.4.1 |
| コスモ調剤薬局 南寒河江店    | 同 大字島字島東222番地4         | 同        |
| 美咲クリニック          | 鶴岡市美咲町25番5号            | 同        |
| ツルオカ薬局 ゆあつみ店     | 同 湯温海甲139番地            | 同        |
| 天童市民病院           | 天童市駅西五丁目2番1号           | 同        |
| ときめき通り調剤薬局       | 山形市五十鈴一丁目2番18号         | 同        |
| コスモ調剤薬局 みかわ店     | 東田川郡三川町大字猪子字大堰端379番地10 | 同 4.3    |
| ひでたま胃腸科眼科クリニック   | 東村山郡山辺町大字山辺字佐竹段6139番地6 | 同        |
| 陵南眼科クリニック        | 寒河江市仲谷地二丁目3番6号         | 同 4.4    |
| 脳神経外科・内科 藤森クリニック | 酒田市亀ヶ崎三丁目7番13号         | 同 4.8    |

## 山形県告示第535号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成20年5月30日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護機関の名称       | 施設又は実施する事業の種類                        | 指定介護機関の所在地         | 指定年月日    |
|-----------------|--------------------------------------|--------------------|----------|
| デイサービスセンター やすらぎ | 介護予防通所介護                             | 最上郡真室川町大字平岡1658番地2 | 平成20.4.1 |
| ケアセンター ゆとり      | 訪問介護                                 | 尾花沢市上町五丁目5番35号     | 同        |
| 成島園地域包括支援センター   | 介護予防支援                               | 米沢市広幡町成島2120番地の5   | 同        |
| 大蔵村地域包括支援センター   | 介護予防支援                               | 最上郡大蔵村大字清水2528番地   | 同        |
| 特別養護老人ホーム たかはた荘 | 介護老人福祉施設<br>短期入所生活介護<br>介護予防短期入所生活介護 | 東置賜郡高畠町大字高畠303番地の1 | 同        |

|                  |        |                     |   |
|------------------|--------|---------------------|---|
| エーデルワイス居宅介護支援事業所 | 居宅介護支援 | 新庄市大字本合海字福田界1802番地3 | 同 |
| デイサービス みやはら      | 通所介護   | 鶴岡市三和町1番53号         | 同 |
| 協立ケアプランセンターあおば   | 居宅介護支援 | 同 双葉町13番45号         | 同 |

## 山形県告示第536号

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年5月30日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程(昭和53年10月県告示第1855号)の一部を次のように改正する。

第2条中「年0.85パーセント」を「年0.90パーセント」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成20年5月16日から適用する。
- 平成20年5月16日前に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際融資残高に乗ずる割合については、なお従前の例による。

## 山形県告示第537号

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定により、山形県医療労働組合連合会執行委員長今井敏彦から、争議行為を行うことについて、平成20年5月21日次のとおり通知があった。

平成20年5月30日

山形県知事 齋 藤 弘

- 事 件  
夏季一時金等の要求に関する件
- 期 間  
平成20年6月2日以降事件解決の日まで
- 場 所  
庄内医療生活協同組合  
鶴岡協立病院 鶴岡市文園町9番34号  
庄内医療生活協同組合  
本部 同 文園町9番3号  
庄内医療生活協同組合  
訪問看護ステーションきずな 同 日枝海老島159番1号  
庄内医療生活協同組合  
協立歯科クリニック 同  
庄内医療生活協同組合  
鶴岡協立リハビリテーション病院 同 上山添字神明前38番地  
庄内医療生活協同組合  
協立大山診療所 同 大山二丁目26番3号  
庄内医療生活協同組合  
協立三川診療所 東田川郡三川町大字横山字袖東4番地9  
庄内医療生活協同組合  
総合介護センターふたば 鶴岡市双葉町13番45号  
庄内医療生活協同組合  
協立病院附属クリニック 同 文園町11番3号  
医療法人健友会  
本間病院 酒田市中町三丁目5番23号

|                                      |   |                   |
|--------------------------------------|---|-------------------|
| 医療法人健友会<br>介護老人保健施設ひだまり              | 同 |                   |
| 医療法人健友会<br>地域包括支援センターなかまち            | 同 |                   |
| 医療法人健友会<br>のぞみ診療所                    | 同 | 中町三丁目4番12号        |
| 医療法人健友会<br>訪問看護ステーションかがやき            | 同 | 中町三丁目3番18号        |
| 医療法人健友会<br>本間病院在宅介護支援センター            | 同 | 中町三丁目5番23号        |
| 医療法人健友会<br>本間病院ヘルパーステーション            | 同 | 中町三丁目3番18号        |
| 医療法人健友会<br>認知症対応型通所介護施設「楽楽」          | 同 |                   |
| 医療法人山容会<br>山容病院                      | 同 | 高砂二丁目1番64号        |
| 独立行政法人山形県・酒田市病院機構<br>日本海総合病院         | 同 | あきほ町30番地          |
| 独立行政法人山形県・酒田市病院機構<br>日本海総合病院酒田医療センター | 同 | 千石町二丁目3番20号       |
| 社会福祉法人恩賜財団済生会<br>山形済生病院              |   | 山形市沖町79番1号        |
| 医療法人社団小白川至誠堂病院<br>小白川至誠堂病院           | 同 | 東原町一丁目12番26号      |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂総合病院                 | 同 | 桜町7番44号           |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂総合病院附属中山診療所          |   | 東村山郡中山町大字長崎3034番地 |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂訪問サービスセンターコスモス       |   | 山形市桜町4番10号        |
| 医療法人社団松柏会<br>桜町わかばクリニック              | 同 |                   |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂ヘルパーステーション           | 同 |                   |
| 医療法人社団松柏会<br>地域包括支援センターかがやき          | 同 |                   |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂とかみクリニック             | 同 | 富神前48番5号          |
| 医療法人篠田好生会<br>篠田総合病院                  | 同 | 桜町2番68号           |
| 医療法人篠田好生会<br>千歳篠田病院                  | 同 | 長町二丁目10番56号       |
| 医療法人篠田好生会<br>天童温泉篠田病院                |   | 天童市鎌田一丁目7番1号      |
| 医療法人二本松会<br>山形さくら町病院                 |   | 山形市桜町2番75号        |
| 医療法人二本松会<br>上山病院                     |   | 上山市金谷字下河原1370番地   |
| 医療法人二本松会<br>精神障害者地域生活支援センター          | 同 | 城南町二丁目1番41号       |

## 4 概 要

救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員を除く全部又は一部の組合員によるストライキ、怠業その他の争議行為並びにこれを妨害する者を排除する一切の争議行為

## 山形県告示第538号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成20年5月30日

山形県知事 齋 藤 弘

| 事 業 名                 | 地 区 名     | 工 事 完 了 年 月 日 |
|-----------------------|-----------|---------------|
| 経 営 体 育 成 基 盤 整 備 事 業 | 小 其 塚 地 区 | 平成20年3月26日    |

## 山形県告示第539号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成20年5月30日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 保安林予定森林の所在場所

新庄市大字本合海字長坂2565 - 1・2572 - 3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

## 2 保安林指定の目的

土砂の崩壊の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

イ 主伐は、択伐による。

ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び新庄市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 山形県告示第540号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成20年5月30日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 保安林予定森林の所在場所

寒河江市大字白岩字太郎4050 - 1、4050 - 2、4050 - 4

## 2 保安林指定の目的

水源のかん養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

イ 主伐に係る伐採種は、定めない。

ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び寒河江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 山形県告示第541号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成20年5月30日から同年6月12日まで縦覧に供する。

平成20年5月30日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 348号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                             | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長         |
|---------------------------------|------|-----------------------|-------------|
| 山形市美畑町301番から<br>同 鉄砲町三丁目169番まで  | 旧    | 81.8メートル<br>ゝ<br>32.0 | メートル<br>310 |
| 山形市美畑町301番から<br>同 鉄砲町三丁目171番1まで | 新    | 32.0メートル<br>ゝ<br>22.0 | メートル<br>307 |

## 山形県告示第542号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成20年5月30日から同年6月12日まで縦覧に供する。

平成20年5月30日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 286号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                       | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長         |
|---------------------------|------|-----------------------|-------------|
| 山形市荒楯町一丁目23番から<br>同 1番2まで | 旧    | 77.2メートル<br>ゝ<br>32.0 | メートル<br>228 |
| 山形市荒楯町一丁目23番から<br>同 1番1まで | 新    | 32.0メートル<br>ゝ<br>22.0 | メートル<br>204 |

## 山形県告示第543号

次の開発行為は、完了した。

平成20年5月30日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 許可番号  
平成19年12月18日 指令村総建第5023号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
東根市大字東根元東根字宮崎裏5091番1、5092番5、5093番1
- 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称  
東根市大字東根甲5091番地1  
株式会社 ジェック



---

## 公 告

---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成20年 5月30日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成20年 5月 9日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 Key Stone
  - (2) 代表者の氏名  
今井 康弘
  - (3) 主たる事務所の所在地  
酒田市両羽町 3番地の 9
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、広く一般市民に対して、スポーツライミングの普及・啓発に関する事業、スポーツライミングについての講習会・イベントの企画・開催及びその支援に関する事業を行い、スポーツの振興を図り、広く公益に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証について申請があった。

平成20年 5月30日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成20年 5月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 酒田市障害者福祉会
  - (2) 代表者の氏名  
阿部 千恵子
  - (3) 主たる事務所の所在地  
酒田市北今町 3番 8号 酒田市身体障害者福祉センター内
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、障害者の地域活動支援センター等の活動を行ない、地域と社会の福祉の増進をはかり、広く公益に貢献することを目的とする。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、牛海綿状脳症スクリーニング検査キットの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成20年 5月30日

山形県村山総合支庁産業経済部  
家畜保健衛生課長 小 林 正 人

- 1 入札の場所及び日時
  - (1) 場 所 山形市大字漆山736番地 山形県村山総合支庁産業経済部家畜保健衛生課研修室
  - (2) 日 時 平成20年 6月30日（月） 午後 2時
- 2 入札に付する事項
  - (1) 調達をする物品の名称及び予定数量



牛海綿状脳症スクリーニング検査キット 3,648検体

- (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から平成21年3月31日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 192検体当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 牛海綿状脳症スクリーニング検査キットの販売元又は総代理店と代理店契約を締結していること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市大字漆山736番地 山形県村山総合支庁産業経済部家畜保健衛生課調達担当 電話番号023(686)4410

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を1キット当たりの検体数で除した数を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

### 7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

### 8 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を平成20年6月16日(月)午後2時までに山形県村山総合支庁産業経済部家畜保健衛生課調達担当に提出すること。この場合において、申請書等を提出した者は、入札日の前日までに当該申請書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

イ 山形県財務規則第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては同条第1項に規定する競争入札参加資格審査申請書、同名簿に現に登載されている者にあつては条件付一般競争入札参加資格確認申請書

ロ 3の(3)に係る証明書、仕様書その他必要な書類

- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者一般公募を次のとおり行う。

平成20年5月30日

山形県知事 齋 藤 弘

1 県営住宅の名称等

| 名称                          | 所在地              | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                        |                                        |                                        | 敷金          | 摘要          |                                        |
|-----------------------------|------------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|-------------|-------------|----------------------------------------|
|                             |                  | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用積<br>面<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を<br>超え153,000円<br>以下の者 | 収入が153,000円<br>を<br>超え178,000円<br>以下の者 | 収入が178,000円<br>を<br>超え200,000円<br>以下の者 |             |             | 収入が200,000円<br>を<br>超え238,000円<br>以下の者 |
| 県営若葉東アパ<br>ート3号棟(332<br>号室) | 新庄市金沢1496<br>- 1 | 3DK  | 58.4                          | 1    | 一般用 | 15,000<br>円             | 18,300<br>円                            | 21,600<br>円                            | 24,900<br>円                            | 31,600<br>円 | 35,600<br>円 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額               |
| 同 三吉町アパ<br>ート3号棟(335<br>号室) | 同 1612<br>- 3    | 同    | 55.7                          | 1    | 同   | 13,400<br>円             | 16,300<br>円                            | 19,200<br>円                            | 22,200<br>円                            | 27,300<br>円 | 30,700<br>円 |                                        |

（注）「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。

(2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで

b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

(4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用（身障者用）」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成20年6月2日（月）～同月6日（金）まで（ただし、郵送の場合は、平成20年6月6日までの消印のあるものに限り有効とする。）

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター（最上事務所）

## 5 入居の時期 平成20年7月中旬

平成20年 5月30日印刷  
平成20年 5月30日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目 1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056